

笹目四丁目町会規約

(名称及び事務所)

- 第 1 条 本町会は、笹目四丁目町会と称し、事務所を会館内に置く。
- 第 2 条 本町会は、戸田市役所及び関係機関と緊密なる連絡のもと、社会福祉の増進と町民相互の親睦を図ると共に、地区発展に寄与することを以って目的とする。
- 第 3 条 本町会は、笹目四丁目地区及び隣接地に所在する世帯主及び事務所を以って組織する。
- 第 4 条 本町会の現区域を四区画に分割し班を設け、各班の下に組を置く。

(役員)

- 第 5 条 本町会に次の役員を置き、任期は二ヶ年を原則とし、再任は妨げない。
- | | | | |
|--------------|---------|-------|-------------|
| 1. 町 会 長 | 1 名 | 副 会 長 | 3 名 以 内 |
| 2. 部 長 | 若 干 名 | 副 部 長 | 若 干 名 |
| 3. 会 計 | 2 名 以 内 | | |
| 4. 会 計 監 査 | 2 名 | | |
| 5. 班 長 | 各 班 1 名 | 副 班 長 | 各 班 2 名 以 内 |
| 6. 顧 問・相 談 役 | 若 干 名 | | |
- 第 6 条 本町会の会長、副会長、部長、副部長、会計、会計監査、班長、副班長は、総会に於いて選出する。
- 第 7 条 本町会の組長は、各組毎に選出し町会長が委嘱する。任期については制限はしないが、一年以上とする。
- 第 8 条 顧問・相談役は会長の推薦による。
- 第 9 条 町会長は、町会を代表し会務を処理する。副会長は町会長を補佐し、町会長事故あるときは、之を代行する。
- 第 10 条 部長は各部を統括し、其の運営にあたる。副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは、之を代行する。
- 第 11 条 会計は、町会の全ての会計を司る。
- 第 12 条 会計監査は、会計を監査し総会に報告する。
- 第 13 条 班長は、各組を統轄、会務諸般の事項を連絡処理すると共にその班に各部の責任者を1名以上置き、各部長への連絡調整をするものとする。副班長は、班長を補佐し班長事故あるときは、之を代行する。
- 第 14 条 組長は、班長の指示を受け組内諸般の事項を処理する。
- 第 15 条 顧問及び相談役は、重要事項に付、会長の諮問に応ずる。
- 第 16 条 本町会に次の部を置く。必要に応じ部を増加することが出来る。
- | | |
|----------|--------------------------------|
| 1. 総 務 部 | 庶務企画、地区内各種団体の育成強化及び他の部に属しない事項。 |
| 2. 文 化 部 | 社会教育、体育、青少年育成指導その他文化教養に関する事項。 |
| 3. 厚 生 部 | 保健、衛生、健全、娯楽に関する事項。 |
| 4. 防 災 部 | 防犯、防火、水害、交通災害その他公害対策に関する事項。 |
| 5. 婦 人 部 | 会員の生活向上と、住民福祉に関する事項。 |

(会 議)

- 第17条 本町会の会議は、総会及び役員会、部会、組長会とし、総会及び役員会、組長会は会長が之を招集し、部会は部長が招集する。
- 第18条 総会は、通常年1回とし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 第19条 役員会及び部会は、町会又は部会運営に関する事項を審議決定する。
- 第20条 総会に付議する事項は、次の通りとする。
1. 規約の制定改正に関する事項
 2. 町会の予算及び事業計画、決算及び事業報告に関する事項
 3. 役員の選出に関する事項
 4. 会費の賦課徴収に関する事項
 5. その他重要な事項
- 第21条 役員構成は、正副会長、部長、副部長、会計、会計監査、班長、副班長を以って構成する。
- 第22条 会議は全て、出席者の過半数で議決する。

(会 計)

- 第23条 本会の経費は、会費及び寄付金、助成金、賛助金を以ってあてる。
- 第24条 会費は、1ヶ月普通世帯200円。従業員4人以下の事業所300円。同5人以上の事業所500円以上の3分類を原則とする。
- 第25条 会計年度は、毎年4月1日～翌年3月31日とする。
- 第26条 会館使用規定は、別に定める。
- 第27条 会館の維持運営規定は、別に定める。
- 第28条 慶弔金は、町会の会員である世帯主、並びに同居する親族の場合、いずれも10,000円を限度とする。

(附 則)

この規約は、平成30年4月22日から施行する。